

## 広島県教育委員会規則第七号

広島県立美術館管理運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年四月一日

広島県教育委員会

委員長 平 田 克 明

### 広島県立美術館管理運営規則の一部を改正する規則

広島県立美術館管理運営規則（昭和四十三年広島県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第十二条第三項ただし書」を「第十二条第四項ただし書」に改める。

第九条第一項中「第十四条第一項第一号又は同条第二項第一号」を「第十四条第一項第一号から第九号まで、同条第二項第一号又は同条第三項第一号」に改め、同条第二項中「第十四条第一項第二号」を「第十四条第二項第二号」に改め、同条第三項中「第十四条第一項第四号」を「第十四条第二項第四号」に改める。

第十条第一項中「第十四条第二項第二号」を「第十四条第一項第一号から第七号まで又は同条第三項第二号」に改める。

### 附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。